

第2編 材料編

第2章 土木工事材料

第3節 骨材

2-2-3-5 フィラー

1. フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）などを用いる。石灰岩を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグの水分量は1.0%以下のものを使用する。

2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。

表2-2-13 石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲

ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
600	100
150	90~100
75	70~100

3. 石灰岩以外の石粉等の規定

石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。

表2-2-14 石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数 (PI)	4以下
フロー試験 %	50以下
吸水膨張 %	3以下
剥離試験	1/4以下

また、使用する鉄鋼スラグは、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、破碎等及び粒度調整を行ったもので、未溶融物、有機物等を含まないものとし、以下の規定に適合しなければならない。

- ・2.6g/cm³以上の密度を有すること。
- ・加熱変質が無いこと。
- ・環境安全に関する品質は、**土壤汚染対策法**で定められた**土壤汚染に係る特定有害物質の基準**及びJIS A 5015:2018「道路用鉄鋼スラグ」の「5.5 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質基準」をすべて満たすものとし、**検査方法は「8 検査」規定によるものとする**。なお、「附属書D 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質試験方法」で規定している「D.4 環境安全形式試験方法」は、利用模擬試料を用いるものとする。

第2編 材料編

第2章 土木工事材料

第3節 骨材

2-2-3-5 フィラー

1. フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュ及び鉄鋼スラグなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグの水分量は1.0%以下のものを使用する。

2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト、フライアッシュ及び鉄鋼スラグの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。

表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュ及び鉄鋼スラグの粒度範囲

ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
600	100
150	90~100
75	70~100

3. 石灰岩以外の石粉等の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグをフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。

表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグをフィラーとして使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数 (PI)	4以下
フロー試験 %	50以下
吸水膨張 %	3以下
剥離試験	1/4以下

また使用する鉄鋼スラグは、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、破碎等を行い粒度調整を行ったもので、未溶融物、有機物等を含まないものとし、以下の規定に適合しなければならない。

- ・2.6g/cm³以上の密度を有すること。
- ・加熱変質が無いこと。
- ・安全に関する品質は、JIS A 5015:2018「道路用鉄鋼スラグ」の「8 検査」で規定している「環境安全形式検査」及び「環境安全受渡検査」に合格することとする。なお、「附属書D 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質試験方法」で規定している「D.4 環境安全形式試験方法」は、利用模擬試料を用いるものとする。

(一部修正)
「フライアッシュ」及び「鉄鋼スラグ」の名称変更

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第6節 一般舗装工

3-2-6-7 アスファルト舗装工

4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。なお、ここで使用する加熱アスファルト安定処理路盤材は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。

- (1) 主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。
- (2) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

表 3-2-26 マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

[注] 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (3) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としな

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第6節 一般舗装工

3-2-6-7 アスファルト舗装工

4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

- (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

表 3-2-26 マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

[注] 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としな

(一部追加)
「中温化混合物」の規定を追記

なければならない。

なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ 25～13mmの骨材と置き換えるものとし、**中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。**ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = (\text{乾燥供試体の空中質量 (g)} \div (\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)})) \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
- (7) 受注者は、中温化混合物の場合、最低3水準の締固め温度により供試体を作製し、**温度－突固め度のグラフから通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度低減性能を求め、それを基に排出時（出荷時）の温度を定め監督員の承諾を得るものとする。**ここで、供試体の作製については、「舗装調査・試験法便覧 B001 マーシャル安定度試験方法」の供試体の作製を準用するものとし、**温度－突固め度のグラフの作成方法については、図 3-2-6 に示す直線で結ぶ方法のほか、最適と判断できる近似式を用いて算出してもよい。**

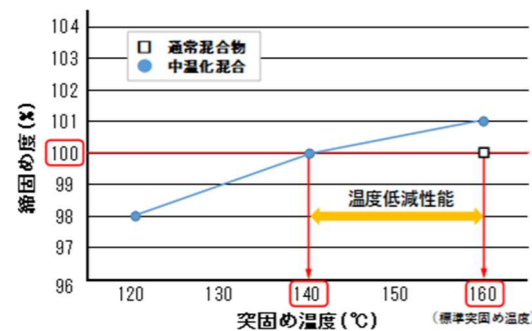


図 3-2-6 温度－突固め度のグラフ（作成例）

- (8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (9) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
- (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために

なければならない。

なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ 25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = (\text{乾燥供試体の空中質量 (g)} \div (\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)})) \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

- (6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (7) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
- (9) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和5年4月版)	摘 要
<p>運搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(11)、(13)～(15)号による。</p> <p>(14) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。中温化混合物を使用する場合、(7)号で設定した温度低減性能を基に監督員と協議の上温度を決定するものとする。</p> <p>(15) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。</p> <p>(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p> <p>(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。</p> <p>(18) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>(20) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。</p> <p>(21) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(22) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。</p> <p>なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。</p> <p>5. 基層及び表層の規定</p> <p>受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。なお、ここで使用する加熱アスファルト混合物は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。</p> <p>(1) 主に使用アスファルトの温度－粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合</p>	<p>搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)～(14)号による。</p> <p>(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>(13) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。</p> <p>(14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。</p> <p>(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>(18) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。</p> <p>(19) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(20) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。</p> <p>なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。</p> <p>5. 基層及び表層の規定</p> <p>受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p>	<p>(一部追加) 「中温化混合物」 の規定を追記</p>

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和5年4月版)	摘 要
<p>物を中温化混合物とする。</p> <p>(2) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>(3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、舗設に先立って、(2)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-23に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p> <p>(5) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。</p> <p>(6) 受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(8)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>(8) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。</p> <p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物以外の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = (\text{乾燥供試体の空中質量 (g)} \div (\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}) \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)})$	<p>(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>(2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。</p> <p>(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-23に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。</p> <p>(5) 受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>(7) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。</p> <p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物以外の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = (\text{乾燥供試体の空中質量 (g)} \div (\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}) \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)})$	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和5年4月版)	摘 要
<p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物の場合</p> <p style="text-align: center;">密度(g/cm³) = 乾燥供試体の空中質量(g) ÷ 供試体の断面製(cm²) × ノギスを用いて計測した供試体の厚さ(cm)</p> <p>(9) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>(10) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第 4 項(6)～(12)号による。</p> <p>(11) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(13) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(14) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、プライムコートを施工後、交通を開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。</p> <p>(16) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(17) 混合物の敷均しは、本条 4 項(13)～(15)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7cm 以下とするものとする。</p> <p>(18) 混合物の締固めは、本条4項(16)～(18)号によるものとする。</p> <p>(19) 継目の施工は、本条4項(19)～(22)号によるものとする。</p> <p>(20) アスカーブの施工は、本条 5 項によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">開粒度アスファルト混合物の場合</p> <p style="text-align: center;">密度(g/cm³) = 乾燥供試体の空中質量(g) ÷ 供試体の断面製(cm²) × ノギスを用いて計測した供試体の厚さ(cm)</p> <p>(8) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>(9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第 4 項(5)～(10)号による。</p> <p>(10) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、プライムコートを施工後、交通を開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(16) 混合物の敷均しは、本条 4 項(11)～(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7cm 以下とするものとする。</p> <p>(17) 混合物の締固めは、本条4項(14)～(16)号によるものとする。</p> <p>(18) 継目の施工は、本条4項(17)～(20)号によるものとする。</p> <p>(19) アスカーブの施工は、本条 5 項によるものとする。</p>	
<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を用いる場合は、第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定による。</p> <p>5. アスファルト中間層の規定</p> <p>受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を用いる場合は、第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工</p>	<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>5. アスファルト中間層の規定</p> <p>受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p>	<p>(一部追加) 「中温化混合物」の規定を追記</p> <p>(一部追加) 「中温化混合物」の規定を追記</p>

5. 基層及び表層の規定による。

第14節 法面工(共通)

3-2-14-2 植生工

6. 耳芝

受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10~15cm程度の芝を立てて入れたものとする。

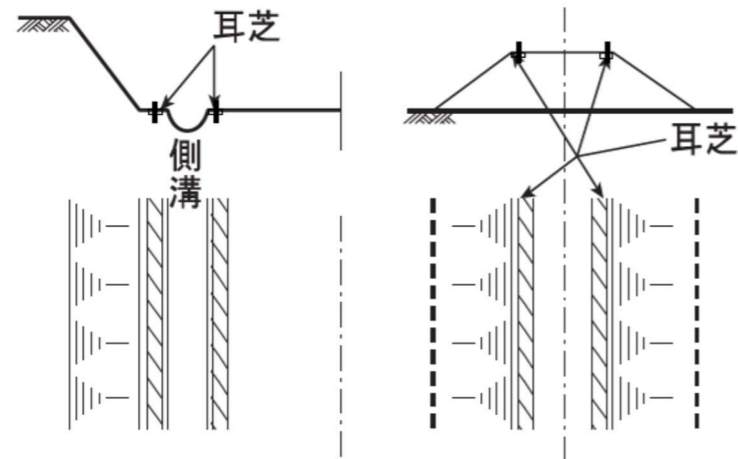


図 3-2-7 耳芝

第14節 法面工(共通)

3-2-14-2 植生工

6. 耳芝

受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10~15cm程度の芝を立てて入れたものとする。

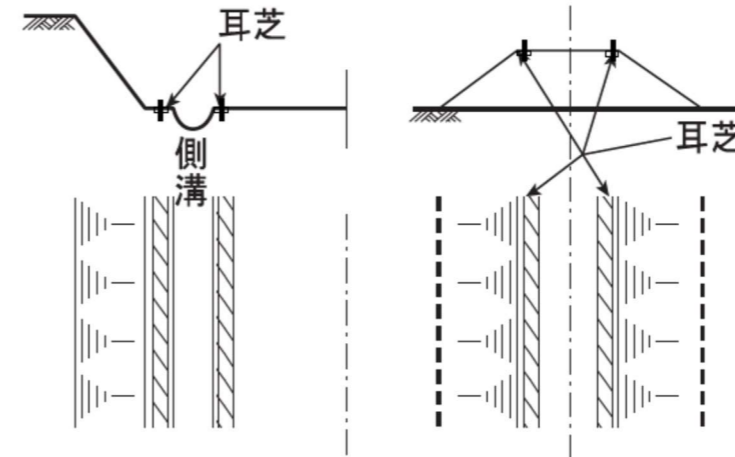


図 3-2-6 耳芝

(一部修正)
図追加に伴い、図番号を修正

